

東京都でもらえる不妊検査の助成金について

今回は東京都の不妊治療の助成金について、不妊検査を中心に最近変更になった項目を含めて説明します。

不妊治療は保険適用外が多く、検査や治療の費用の負担は決して軽くはありませんが、最初の検査の段階から助成金を受けることができる場合があります。

このニューズペーパーを対象要件の確認に使用して頂き、治療の一助としてください。

東京都不妊検査等助成事業について

- ・ **不妊検査**および**一般不妊治療**の費用の一部を助成します
- ・ **5万円**を上限に、助成回数は**夫婦1組**につき、**1回**に限ります

以下の内容について、対象要件になっているか確認しましょう

- 対象検査・治療
- 対象要件
- 対象期間
- 申請期間

対象となる「不妊検査」の内訳

夫	妻
精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精能検査、染色体・遺伝子検査等	超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、フーナーテスト、子宮鏡検査等

対象となる「一般不妊治療」の内訳

待機療法(タイミング指導)、薬物療法、人工授精 等

対象者

1	(法律婚の場合)検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録している
2	検査開始日における 妻の年齢が40歳未満 であること (平成31年3月31日以前に検査開始した場合は妻の年齢が35歳未満であること)
3	夫婦ともに助成対象の検査を受けていること

※検査開始時点で39歳であれば、途中で誕生日を迎えても申請できます

変更点！！

平成30年から、**事実婚**も対象となりました

変更点！！

平成31年4月1日検査開始から妻の年齢が40歳未満になりました

1“

(事実婚の場合)

- ①検査開始日から申請日まで、継続して都内の同一住所に住民登録
 - ②住民票の続柄が「未届」であることが記載
 - ③検査開始日から申請日まで、他に法律上の配偶者がいない
- 全ての要件を満たすことが必要！！

☑対象期間

検査開始日から1年(夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早いほうから)

☑申請期間

検査開始日から1年以内(検査、治療が1年以上かかった場合には1年を経過してから3ヶ月以内)

申請には書類をそろえる必要があります。書類をそろえるのに時間がかかるので申請する方は早めに準備をしましょう！！

追加

東京都の助成金には、**体外受精および顕微授精が対象となるもの**もあります

東京都特定不妊治療費助成金事業について(変更点のみ)

最近の**変更点**は以下の2点です

対象要件の変更点①	申請可能な夫婦合算の所得額※が 905万円未満 (平成31年3月31日以前に開始した治療は従前とおおり730万円未満)
必要書類の変更点②	申請者と配偶者それぞれの所得関係書類 → 住民税課税(非課税)証明書 源泉徴収票は所得の証明書としては使えません！！

※所得額は以下のように計算します！

収入金額から税法上の必要経費を引いた額	-	80,000円(社会保険料等相当額→所得のある方のみ)	-	諸控除(確定申告や源泉徴収票等で確認ができるもの)	=	所得額
---------------------	---	-----------------------------	---	---------------------------	---	-----

助成金や治療の費用については、当院培養士が「**気になる個別ミニ相談**」で説明を行っています！！埼玉県や近隣の区や市の助成金についてもご説明致します。



待ち時間等を利用して、治療費用や助成金、治療成績などに関して、培養士とお話し頂けます。

予約は不要ですので、看護師、受付スタッフまでお声かけください。

※状況によってお受けできない時間がありますので、ご了承ください。

培養士;秋葉